

( 答 申 第 51 号 ) 【 概 要 】

1 審査会の結論

練馬区長(以下「実施機関」という。)が平成28年9月29日付けで行った、「国民健康保険料滞納整理業務の預金照会における調査記録一覧(該当無し分)」(以下「本件公文書」という。)に係る自己情報の非開示決定(以下「本件処分」という。)は、練馬区個人情報保護条例(平成12年3月練馬区条例第79号。以下「条例」という。)上、適法かつ妥当であり、取り消す必要はない。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例に基づく本件公文書の自己情報開示請求に対し、平成28年9月29日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人(以下「請求人」という。)が、審査請求書および口頭意見陳述において主張している審査請求の要旨はつぎのとおりである。

(1) 本件処分が条例第19条の2に違反していることについて

ア 実施機関は、条例で原則開示と規定されているにもかかわらず、開示・非開示について都合良く一方的に判断している。

イ 請求人は、実施機関が、請求人が融資を受けている金融機関に財産調査を行えば、融資について一括返済を求められてしまうような事態にもなりかねないと考えた。

ウ 請求人は、融資を受けている金融機関に適切に説明を行う必要があるため本件開示請求を行った。興味本位で請求をしたのではなく、ましてや、財産を移動させるなど、滞納処分を免れるためではない。実施機関は条例を遵守し、開示すべきである。

(2) 本件処分が条例第19条の2第6号には該当しないことについて

ア 実施機関は、本件公文書を開示することは、今後の国民健康保険料滞納整理事務の適切な運営および遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第19条の2第6号に該当すると主張している。

イ しかし、今回開示を求めている情報は既に終了した事案に関するものであり、実施機関が将来どこを調査するのかという開示請求を行っているのではないため、条例第19条の2第6号に該当しない。また、たとえ事務が終了した件に関する情報を開示したとしても、今後の実施機関の事務に支障を及ぼすおそれなどない。

(3) 本件処分と他の処分(受付番号22号)との矛盾について

ア 請求人が先に行った自己情報開示請求（受付番号 22 号）において、既に一部開示されている情報がある。一部は開示されているにもかかわらず、本件について開示されないことについて矛盾がある。本件についても開示すべきである。

イ 実施機関は、請求人が当該自己情報を知ることとなれば、滞納整理事務についてどのような調査が行われるかを公表してしまい、適正に保険料が徴収できなくなる可能性があると主張している。本件処分と受付番号 22 号の処分との整合性がない。

ウ 仮に、非開示とした部分が条例第 19 条の 2 第 6 号に該当するのであれば、受付番号 22 号で開示したところも非開示にすべきである。

(4) その他の主張について

ア 請求人が、当該情報を知り得たからといって、どのような行動を行うかについては実施機関には関係のないことである。また、本件公文書について開示したからといって、実施機関にとって何か不利益になることがあるとも考えにくい。財産調査が行われた別の滞納者が、実施機関の差押え等の情報をインターネット等へ書き込んでしまえば広く知られてしまうような内容であり、まったく非開示とする必要性のないものである。

イ 実施機関の説明は、実施機関にとって都合が良いか悪いかを言っているだけであり、条例の原則開示の主旨に違反している。条例のどこに該当し非開示となるのか、実施機関は適切に説明を行っていない。

ウ 実施機関は、条例第 1 条で述べられている区民等の基本的人権の擁護や信頼関係とはまったくかけ離れた対応をしている。

エ また、条例には、個人情報第三者に漏らしてはいけないとする規定があるが、そもそも、私自身は当事者であって第三者ではない。

4 実施機関の説明の要旨

上記請求人の主張に対し、実施機関は弁明書において本件公文書を非開示とした理由についてつぎのように説明している。

(1) 本件公文書を非開示とした理由について

ア 国民健康保険料は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 3 項に定める区市町村の歳入であり、その徴収金の滞納処分については、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定による。また、国民健康保険料の滞納処分に先立つ財産調査については、国税徴収法第 141 条により質問および調査の権限が定められている。

イ しかし、いつ、いかなる場合に、どのように財産調査を実施するのかについて、

国税徴収法は具体的な手法を定めておらず、実施機関の裁量に委ねている。

ウ 本件公文書について開示することは、同様の事務が繰り返し行われるという滞納整理事務の性質上、たとえ開示の時期が差押え等の滞納整理事務の終了後であったとしても、今後の国民健康保険料にかかる滞納整理事務の適切な運営および遂行に支障を及ぼすおそれがある。このことから、本件公文書を開示することは、練馬区個人情報保護条例第 19 条の 2 第 6 号に該当するため、非開示とした。

(2) 本件審査請求に対する実施機関の意見

ア 請求人が行った自己情報開示請求の目的は、融資を受けている金融機関に対し自身の状況の説明を行いたいというためであり、財産を移動させるなど滞納処分を免れるためではないと主張している。しかし、自己情報開示請求においては、請求目的に応じて公文書の開示・非開示を決定することはない。

イ 請求人が開示を求めている情報は、自らの滞納整理事務が既に終了した事案に関するものであって、条例第 19 条の 2 第 6 号のどこにも該当しないと主張している。しかし、滞納整理事務は、いずれの滞納者に対しても同様の流れで行われる事務であり、国民健康保険料の滞納があり、差し押さえ等の滞納整理が必要とされる該当者には、財産調査を行うことが必須である。

ウ 仮に、本件公文書について開示するとした場合、請求人とは別の滞納者等から同様の請求があった時にも、同様の考えに基づいて開示しなければならないこととなる。そうであれば、実施機関がどのように財産調査を行い滞納整理を進めるかという手法やノウハウを、滞納者等が容易に予測することが可能となる。このことは、請求人の滞納整理事務が終了しているかどうかとは関係がない。

エ 当該情報が開示されれば、一部の滞納者が、財産を捕捉されないよう実施機関が照会対象としていない金融機関に財産の移動等の対策を講じ、滞納処分を不当に免れる蓋然性は高いと認められる。このことから、本件公文書について開示することは、今後の国民健康保険料にかかる滞納整理事務の適切な運営および遂行に支障を及ぼすものであり、条例第 19 条の 2 第 6 号に該当するため、非開示としたところである。

オ 請求人は、受付番号 22 号の処分において一部開示されている情報があるにもかかわらず、本件については一切開示されないことに矛盾があると主張している。

カ この受付番号 22 号の請求内容は「直近の差押調書における照会先銀行名及び支店名がわかる物」となっており、これに対し実施機関は「経過記録一覧」(区が金融機関に請求者の口座の有無を照会した記録)を特定し、部分開示を行ったもので

ある。

キ この際、本件処分と同様に受付番号 22 号の請求を一部非開示とした理由は、条例第 19 条の 2 第 6 号に該当し、開示することが区の徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすため、請求者に関する情報のみ開示し、その他の情報は非開示としていることを「請求に応じられない箇所および理由」欄に記載し説明している。

ク なお、実施機関は受付番号 22 号の開示の可否判断において、請求人の権利・利益と、実施機関の事務への支障を比較衡量し、開示した場合に当該事務または事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえないものであるかどうかを検討した。

ケ その結果、財産調査を行ったすべての金融機関の情報を開示することはできないが、照会した記録のうち、本人所有の金融機関名については、開示しても国民健康保険料にかかる滞納整理事務の適切な運営および遂行に支障を及ぼすとまでは言えないと判断し、一部開示を行ったものである。

コ なお、本件処分においても、本件公文書を開示することは条例第 19 条の 2 第 6 号に該当し、区の徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすため非開示としていることについて、非開示決定通知書に記載し説明している。つまり、受付番号 22 号と本件処分については、非開示とした箇所および理由は同じであり、何ら矛盾しているところはない。

## 5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

### (1) 判断に当たっての前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号。以下「審査会条例」という。）第 1 条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による自己情報の非開示等決定に対し審査請求があった場合において、条例第 29 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非開示等決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって当審査会は、本件処分の是非を条例に則して判断するものである。

イ 条例第 19 条の 2 においては、実施機関は開示の請求があったときは、第 19 条の 2 各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該自己情報を本人に開示しなければならないという基本原則を定めている。

ウ 条例第 19 条の 2 第 6 号においては、実施機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報で

あって、開示することにより、つぎに掲げるおそれ(同号アにおいて「監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」と規定)その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する場合は、これを開示しない旨規定している。

エ 当審査会は、条例のこれらの規定に則して、本件処分の適否について判断する。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、国民健康保険料の滞納処分に先立って、国税徴収法第 141 条に基づき実施機関が金融機関に対して行った財産調査の結果であり、具体的には、実施機関が金融機関に対し預金口座の有無を調査し、口座の所有が確認されなかった金融機関名の記載された公文書である。

イ 当審査会が実施機関に聴取したところ、財産調査は国民健康保険料の滞納処分を行う際にどの滞納者に対しても繰り返し行われる事務であり、その都度作成される公文書であるとのことである。

(3) 条例第 19 条の 2 第 6 号の該当性について

ア 請求人は、本件公文書について原則開示を規定している条例に基づき開示すべきであると主張している。一方、実施機関は、本件公文書は条例第 19 条の 2 第 6 号に該当し、非開示とすべき情報にあたりと主張し、双方の意見が対立している。よってこの点について以下に検討する。

イ 条例第 19 条の 2 によれば、自己情報開示請求の際には、当該情報に第 19 条の 2 各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関は、当該情報を本人に開示しなければならない。したがって、本件にかかる自己情報が、条例第 19 条の 2 第 6 号に該当しないならば、実施機関は該当公文書を開示しなければならない。そこで、当審査会は本件公文書について検分し、条例第 19 条の 2 第 6 号の該当性について検討を行った。

ウ 条例第 19 条の 2 第 6 号の適用については、当該情報が、実施機関が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより「当該事務または事業」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものであるかどうかを判断しなければならない。

エ 「当該事務または事業」には、同種の事務または事業が反復されるような性質を有し、その情報を開示すれば、将来の同種事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれる。

オ また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務または事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量し、開示した場合の本人への利益を考慮してもなお、当該事務または事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものである。したがって、一般に「支障を及ぼすおそれ」とは、単なる抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないものと解される。

カ こうした点に鑑みると、非開示とした情報は、国民健康保険料の滞納処分という事務に関連した情報であり、実施機関において同種の事務が繰り返し行われる性質を有していることについて、審査会において異論はない。また、実施機関が今後も同様の流れで滞納者に係る財産調査を行うことを踏まえると、一旦、本件情報が開示されてしまえば、それによって実施機関における調査の手法などをはじめとした財産調査の内容が明らかになってしまうおそれがあり、滞納者が財産の隠ぺいや処分等を行い、差し押さえ等を回避することが容易になる等、「支障を及ぼすおそれ」について相当の蓋然性が認められると判断すべきである。

キ このような観点から本号の該当性を判断すると、本件非開示部分を開示すれば、滞納者の正確な事実の把握を困難にするおそれ、または違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあるとする実施機関の主張に不合理な点はない。よって、条例第 19 条の 2 第 6 号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### (4) 受付番号 22 号との関連性について

ア 請求人は、本件処分と受付番号 22 号の処分における実施機関の判断が矛盾していると主張しているため、以下に検討する。

イ 当審査会においては、審査会条例第 7 条の規定にもとづき、実施機関に該当公文書の提出をもとめ、受付番号 22 号の該当公文書についても検分した。該当公文書は実施機関が財産調査を行った記録であり、具体的には、実施機関が調査を行ったすべての金融機関名が記載されていた。

ウ 実施機関は、受付番号 22 号について、本人が所持している口座については開示し、その他については非開示とした。その理由については、条例第 19 条の 2 第 6 号に該当するとし、本件処分と同じ理由であった。

エ 条例第 19 条の 2 第 6 号を適用する際には、上記(3)オで述べたとおり、請求人の権利・利益と、実施機関の事務への支障を比較衡量し、開示した場合に当該事務または事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえないものであるかどうかを十分に検討しなければならない。その点鑑みると、実施機関は、受付番号 22 号の開示・

非開示について、安易に全部非開示とすることなく、開示・非開示について適正に比較衡量し部分開示の処分を行ったものであった。

オ さらに、受付番号 22 号の判断と本件処分において、非開示とした部分は同一の箇所であり、請求人が主張するような矛盾がないことも確認できた。以上のとおり実施機関は当該条例の適用について、適正な対応を行っていることは明白であり、請求人の主張を採用することはできない。

(5) その他について

ア 請求人は、総務省に個人情報の取り扱いにおける見解を確認し、当該情報は第三者の情報ではなく、請求人の情報であり、当該個人の情報を本人に伝えることは条例の規定にあたらぬと主張している。しかし、本件処分の理由において、そもそも、実施機関は当該情報が第三者情報であるので開示できないとは主張していない。あくまでも、条例第 19 条の 2 第 6 号に該当するため非開示としているものである。

イ また、請求人は本件の自己情報開示請求の目的について様々に述べているが、自己情報開示請求における当該公文書の開示の可否については、その目的について勘案することはなく、あくまでも条例に基づいてその判断を行うということは、実施機関の主張の通りである。よって、請求人の主張を採用することはできない。

(6) 結論

以上のとおりであるので、当審査会は、実施機関が行った本件処分は適法かつ妥当であり、取り消す必要はないものと判断する。

6 審査会の処理経過

本件審査請求に関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以上

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成 28 年 10 月 4 日	・ 審査請求書の受理
平成 28 年 10 月 12 日	・ 実施機関（練馬区長）あてに弁明書の提出依頼
11 月 15 日	・ 実施機関より弁明書の提出
	・ 実施機関より諮問
11 月 28 日 （第 9 期第 6 回審査会）	・ 本件審査請求について審査手続開始決定
	・ 実施機関の本件審査請求に対する説明と審議
	・ 弁明書の審査
11 月 28 日	・ 審査請求人に弁明書の送付と反論書の提出要請
	・ 審査請求人に口頭意見陳述の希望について照会
12 月 8 日	・ 審査請求人より口頭意見陳述の希望申立の回答
12 月 26 日 （第 9 期第 7 回審査会）	・ 審査請求人より反論書の提出はなく、口頭意見陳述の希望申立のあったことを報告
平成 29 年 1 月 30 日 （第 9 期第 8 回審査会）	・ 口頭意見陳述の実施
2 月 10 日	・ 口頭意見陳述記録を実施機関に送付し、弁明書の提出要請
2 月 24 日	・ 実施機関より口頭意見陳述に対する弁明書の受理
平成 29 年 2 月 27 日 （第 9 期第 9 回審査会）	・ 口頭意見陳述に対する弁明書の審査
2 月 28 日	・ 審査請求人あて実施機関の口頭意見陳述に対する弁明書を送付し、反論書の提出要請
平成 29 年 3 月 29 日 （第 9 期第 10 回審査会）	・ 審査請求人より反論書の提出がなかったことを報告
平成 29 年 4 月 24 日 （第 9 期第 11 回審査会）	・ 争点の整理・答申内容の検討
平成 29 年 5 月 24 日 （第 9 期第 12 回審査会）	・ 争点の審査・答申内容の検討および答申文の作成
	・ 実施機関への答申